12月は市税滞納整理強化月間です

市では県と協働で、滞納整理に重点をおいて 徴収強化に取り組みます。

●皆さん1人ひとりが矢板市を支えています

皆さんが納めた税金は、市が取り組む施策の重要な財 源となっています。税収が確保できないと、予定してい た事業が行えなくなったり、必要な住民サービスが提供 できなくなったりすることがあります。

●自主的な納付をお願いします

期限を過ぎても納付されないと、財産の滞納処分(差

し押さえ・公売など)をすることになります。財産調査 のために滞納者の住居・事業所の捜索、差し押さえのた めに自動車に「タイヤロック」をすることもあります。 滞納処分を受けないよう、自主的な納付をお願いします。

●休日収納窓口を開設します

日時/12月13日(日)9:00~16:30

場所/税務課(市役所本館2階)

内容/市税の納付、納税相談

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

事業継続給付金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減 少した市内事業者に、事業継続の一助となるよう、給付 金を交付します。

交付対象者/以下のいずれかに該当する者

- ・直近の法人市民税確定申告書の所在地が矢板市である法人
- 市内で事業を営む個人事業主
- ※昨年12月までに創業していること(創業して1年未 満の方はご相談ください。)
- ※医療法人、社会福祉法人、NPO法人など会社以外の法 人や、農林漁業については、矢板市商工会会員であること。 ※宗教団体、政治団体は除く。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、1月~12月 のいずれかの月の売上げが、前年同月比で20%以上 50%未満減少していること
- ・交付申請時に、国の持続化給付金を受けていないこと
- ・市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思を有すること

交付金額/一律10万円 ※1回のみ

申請期間 / 1月15日(金)まで

そのほか/詳細については、市ホームページ をご覧いただくか、お問い合わせください。詳しくはこちら

申請・問い合わせ/商工観光課 ☎(43)6211

栃木県委託 とちぎ女性・高齢者等就業支援事業 就職活動応援「個別相談会」



これから仕事をしたいと考えている方、就職活動の仕 方がわからない方など、お気軽にお越しください。

日時/12月23日(水)10:00~17:00

場所/生涯学習館 会議室

定員/6人 *相談時間は、1人50分程度

参加費/無料

そのほか/

申込方法/12月22日(火)までに、電話で お申し込みください。その際、ご希望の時 間をお伝えください。



詳しくはこちら

服装自由。事前検温へのご協力をお願いします。

申込・問い合わせ/

とちぎ女性・高齢者等就業支援事業相談会担当 ((株)ワークエントリー栃木事業所内)

2028 (612) 8643

家族葬•一般葬

※少人数のお葬式には、<u>家族葬専門の「矢板ホール」</u>をおすすめします。 少人数~15名様くらいがちょうどいい式場です。

※<u>ゆったり式場「椿の花斎苑」</u>は、家族葬、一般葬ができる式場です。 ワンフロアーで家族葬・一般葬。(左写真)





新型コロナウイルス感染症に係る 令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

要件を満たす中小事業者などに対し、令和3年度課税分 に限り、事業用資産の固定資産税・都市計画税を軽減します。 対象事業者/

- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人
- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人のうち従業員数が 1,000 人 以下の法人
- ※大企業の子会社は除く

軽減される税/

- ・事業用家屋および設備などの償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

【償却資産申告書を提出いただく前に】

随時、償却資産の所有状況について調査を行います。 その結果、申告漏れや申告誤りが見つかった場合には、 修正申告をしていただくことになります。

調査により発覚した申告漏れなどの資産は軽減措 置の対象となりませんので、償却資産を申告の際は 漏れ・誤りがないようご注意ください。

軽減割合/令和2年2月~10月までの任意の連続する3カ月 間の事業収入が前年同期と比較し、50%以上減少の場合、全 額免除。30%以上50%未満減少の場合、2分の1軽減されます。

申告受付期間/1月4日(月)~2月1日(月)

※期間を過ぎた場合、軽減措置を受けることができなくなります。 提出書類/

特例措置に関する申告書

- ・認定経営革新等支援機関に提出した書類一式 (写し可)
- ・償却資産申告書(償却資産を所有している方)
- ※「特例措置に関する申告書」は、認定革新等支援機関等に発行 してもらう必要があります。申告書は税務課窓口で配布しています。 そのほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

そのほか/認定経営革新等支援機関等など、詳細は中小 企業庁ホームページをご覧ください。

申告・問い合わせ/税務課 ☎(43)1115





市ホームページ

確定申告について

多くの方で混雑する確定申告会場に出向かなくても、 パソコン・スマホで申告できる e-Tax が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を 利用すれば、マイナンバーカードと IC カードリーダラ イタまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、 e-Tax で申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方 回航記回 式の手続きを行っていただければ、マイナン バーカードと IC カードリーダライタなどを | **直接を** お持ちでない方でも、e-Tax をご利用できます。 スマホ 申告は こちらから また、印刷し郵送などで税務署に提出することもできます。

来年の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご 自宅から e-Tax をご利用ください。

問い合わせ/氏家税務署 ☎028(682)3311 ※音声案内で「2」を選択してください。

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

期間/2月16日(火)~3月15日(月)

※土日祝日を除く

受付時間 / 8:30 ~ 16:00 ※ 9:00 相談開始 場所/氏家税務署 会議室

- ※ 混雑状況により、16:00 前に相談受付を終了する場合が あります。
- ※会場の混雑を回避するため、時間をずらしての来庁をお 願いする場合があります。
- ※ 来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り 少人数でお越しください。
- ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状 のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。







市からのお知らせ **Yaita Information**

12/11(金)~31(木) 年末の交通安全市民総ぐるみ運動

市民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図り、交通 ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け て交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

運動の重点

①子どもと高齢者の交通事故防止

次代を担う子どもを交通事故から守るためには、社 会全体で子どもを見守る諸活動が重要です。そのため、 交通安全指導などは、具体的・実践的に行い、保護者 を含めた地域全体で保護・誘導活動を行う必要があり ます。

あわせて高齢運転者に対しては、ペダル踏み間違い 時加速抑制装置などを搭載した安全運転サポート車 の普及啓発を推進するほか、運転に不安を感じている 方には運転免許自主返納制度や各市町で行っている 支援制度の周知を図ることが必要です。

②安全運転の励行と飲酒運転などの根絶

運転者に対しては、交通ルールの遵守とあわせて歩 行者や他の車両に対する「優しさ」と「思いやり」を 持って通行する正しい交通マナーの実践を呼びかけ てください。特に、横断歩道では歩行者が優先である ことを強く訴えかけてください。

シートベルトなどの非着用による衝突時の危険性 を強く訴え、全ての座席でシートベルトなどの着用を 徹底することが重要です。

また、飲酒運転を敢行する悪質違反者は未だに後を 絶ちません。このため、飲酒運転の危険性、悪質性を 繰り返し訴えて、飲酒運転を「しない・させない・許 さない」環境づくりに取り組みましょう。

③「原則ハイビーム」と「ライト4(フォー)運動」の推進 夕暮れ時は、視認性の低下による交通事故が多発 する傾向にあります。特に年末は、日没時刻が早まり、 「見落とし」や「発見の遅れ」などに起因する交通事 故の発生が懸念されますので、午後4時に前照灯を 点灯する「ライト4(フォー)運動」を推進するとと もに、夜間走行時は、対向車や先行車などがいる場合 を除き、「原則ハイビーム走行」を徹底してください。 また、歩行者などは、夜間は反射材を必ず着用し、 自ら積極的に交通事故防止を図る必要があります。

問い合わせ/

くらし安全環境課危機対策班 ☎(43)1114 矢板警察署 **25** (43) 0110

粗大ごみの出し方・家電製品の回収について

年末年始にかけて、自宅の大掃除をする方も多いと思 います。指定袋やコンテナに入らない大きさのごみは粗 大ごみとなりますので、直接エコパークしおやへ持ち込 みをお願いします。

また、家庭で使用した家電製品については、くらし安 全環境課で無料回収しています。ぜひご利用ください。 回収対象/

家庭で使用した電気や電池で動く製品類

※家電リサイクル法対象製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・ 洗濯機)、除湿機、オイルヒーター、電気毛布など の布製品類は回収できませんので、ご注意ください。 問い合わせ/くらし安全環境課 ☎(43)6755

●エコパークしおや(安沢 3640)

25 (46) 5711

受入時間/

平日(※祝祭日を含む)8:30~17:00

十曜 8:30~12:00

※年末は通常通り受け入れを行いますが、混雑が予 想されますので、事前にエコパークしおやにお問 い合わせください。

※年始(1月1~3日)は受け入れできません。

料金/10kg につき 100円

持ち込めないもの/家電リサイクル法対象製品(エ アコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)、自動車部品、 農業資材、コンクリート等がれき類、その他産業 廃棄物

凍結・漏水にご注意ください

凍結にご注意ください

冬がやってきました。寒い夜には、水道管の凍結に注 意してください。もし、水道管が凍ってしまうと、水が 出なくなったり、破裂して漏水したりするため、

- ・朝、洗顔できない
- トイレが使えない
- 食器を洗うことができない
- ・水道管が破裂すると修理代が掛かってしまう など、日常生活が大変不便になってしまいます。

●水道の凍結を防ぐには…

- ・寒い夜には少量の水を蛇口から流しておく
- ・水道管に布や保温材を巻く

それでも水道管が凍ってしまった場合には、水道管に タオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯を何度もまん べんなくかけて、ゆっくり溶かしてください。(※熱湯 では水道管が破裂することがあります。)

万一破裂してしまった場合は、修理が必要となります ので、矢板市指定給水装置工事事業者に連絡してくださ い。(※修理費用は個人負担となります。)

なお、凍結破損による漏水の水道料金は減免とはなり ませんのでご注意ください。

漏水にご注意ください

最近、敷地内の給水管からの漏水が多くみられます。 漏水を長期間放置していると、知らず知らずのうちに多額 の水道料金になってしまいます。

下記の方法で簡単に調べることができるのでお試しく ださい。

●漏水を調べるには…

水道蛇口を全部閉めた後、 水道メーターの「パイロッ ト」を見てみましょう。 まだパイロットが回って いたら、敷地内給水管のど こかで漏水しています。



お早めに市指定給水装置工事事業者に修理をご依頼く ださい。(賃貸住宅にお住まいの方は管理会社へ連絡し てください。) なお、修理費用は個人負担となります。

水道料金の減免などについては、上下水道事務所まで お問い合わせください。

指定給水装置工事事業者一覧(市内・市外) は、市ホームページにも掲載しています。 問い合わせ/水道課 ☎(44)1511



指定給水装置工事事業者(市内)[五十音順]							
業者名	電話番号	業者名	電話番号	業者名	電話番号		
(有)荒井プロパン	a (43) 0602	斎藤電機商会	a (43) 0607	(有)長峰設備工業	क (48) 1409		
泉水道(有)	8 (43) 5415	鈴木土木設備(有)	a (43) 9056	(株)新野重建	a (43) 9885		
カンノ設備	क (43) 7086	(株)スミスケ	क (43) 0220	(有)沼野組	क (48) 1312		
幸和設備工事(有)	a (48) 1555	西有工業(株)	a (43) 3134	(有)野川設備工業	a (43) 0847		
(株)小堀建設	a (43) 3644	(有)大増設備	8 (44) 1269	(株)ハナツカコンストラクション	8 (48) 3155		
斎藤設備(有)	क (43) 8970	中居設備	क (48) 3532	ヒカリ空調	क (43) 5646		
				(有)レオ建設	☎ 090 (2622) 5273		

国保・後期高齢者医療制度加入のみなさんへ 交通事故などにあったときは

交通事故、または第三者の行為によるけがの治療で保 険証を使用する場合には、必ず健康増進課に届け出をし てください。

原則的には加害者が負担すべき医療費を、国民健康保 険や後期高齢者医療が立て替えた後、加害者へ請求します。 問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

●ご注意ください

- ・加害者から治療費を受け取ったり示談したりする と、保険証が使えなくなる場合があります。
- ・勤務中や通勤途中のけがの場合は、労災保険が優 先されるので、保険証は使えません。
- ・飲酒運転や危険運転致死傷罪が適用される事故な ど、故意に道路交通法などに違反し、処罰の対象 となるべき行為で起きた事故によるけがの場合 は、給付を制限する場合があります。

お元気ポイント交換申請・手帳の更新について

すでに年間上限の50ポイントが貯まっている方、年 内にポイントを貯める予定のない方は、ポイント交換の 申請を受け付けます。

日時/12月7日(月)・8日(火)9:00~16:00 場所/きずな館 中会議室

持ち物/

にこにこメイト・きらりんサポーター手帳、印鑑

※通常のポイント交換の受付期間は、1月4日(月)~29日(金) です。手帳裏面に2月26日(金)と記載されていますが、 1月中の申請にご協力ください。

※にこにこメイト手帳更新の申請受付を同時に行います。 ※きらりんサポーター手帳の更新には、令和3年活動 分から右記の養成講座受講が必要となりました。

【きらりんサポーター養成講座】

①・②のどちらかを受講してください。

日時/①12月22日(火) ②1月8日(金)

13:30~2時間程度

場所/きずな館

申込方法/12月15日(火)までに、電話でお申 し込みください。

【交換対象品などの詳細について】

- ●シニアクラブ、きらきらサロンに参加している方 代表者を通して、ご案内します。
- ●上記以外の方

シニアボランティアセンターにお問い合わせください。 問い合わせ/シニアボランティアセンター(社会福祉協議会内)

23 (44) 3000

募集健康体操・ヨガ教室

ストレッチや筋力トレーニングなど、自宅でも続けやすい内 容です。1人では体を動かす機会のない方、ぜひご参加ください。 日時・内容/各コース全6回 金曜日14:00~15:30

健康体操			ヨガ教室		
日にち	1月15日		1月 8日		
	1月29日		1月22日		
	2月 5日 2月17日(水) 3月 5日		2月12日		
			2月26日		
			3月12日		
	3月19日		3月23日(火)		

※2月17日は水曜日、3月23日は火曜日に実施します。 場所/矢板公民館 大会議室

対象/市内在住の65歳以上の方

定員/各コース 15 人 *申込多数の場合は抽選 参加費/無料

申込方法/12月23日(水)までに、高齢対策課窓口 でどちらか1コースをお申し込みください。

問い合わせ/高齢対策課 ☎(43)3896

墓隼

健康貯蓄セミナー ~血糖値などが気になり始めた方へ~

運動・栄養・歯の専門家による、糖尿病などの生活習 慣病の予防ついて、家庭で実践できる学びの教室を開催 します。健康的に過ごすための基礎知識を学びません か?参加無料ですので、お気軽にご参加ください。

日時/1月中旬~(全5回程度)

毎週火曜日 13:30~15:00

※申込者に改めて日程の通知をいたします。

場所/講話:矢板公民館

運動:市体育館

内容/家庭で実践しやすい運動や栄養の話、お口の健康 について

対象/健康に興味のある市内に在住の70歳未満の方 ※すでに糖尿病などで治療されている方は電話でご相談 ください。

定員/20人 ※先着順

□ 日本号 38532

登録番号 20-3418

菊地 理

あるので心の中で応援します。

取扱店

バンド交換

承ります

講師/運動指導員、栄養士、歯科衛生士など

申込方法/12月8日(火)~25日(金)までに、電 話でお申し込みください。

申込・問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

認定補聴器技能者 ダイユー矢板店前木曜 10:00~18:00 回業4回 子どものマラソン大会があります。上位を 0287 目指して頑張るそうです。応援には規制が 43-1347

募集 シルバーサポーター養成講座

シルバーサポーターとは、市内自治公民館で行われて いる高齢者を対象とした介護予防教室などで、体操指導 などのボランティアとしてご活躍いただく方です。あな たも地域のボランティアとして活動してみませんか? 日時・内容/全5回

定員/20人程度

申込方法/12月18日(金)までに、電話でお申し込 みください。

申込・問い合わせ/高齢対策課 ☎(43)3896

	日時		内容	場所
1	1月18日 (月)		講義「シルバーサポーターとは?」 「認知症サポーター養成講座」	市保健福祉センター
2	1月28日(木)	9:30 ~ 11:30	講義「お口・歯の健康について」 「フレイルについて」	
3	2月 5日(金)	9.30.011.30	運動実技「自分の健康管理と介護予防のための体操」	
4	2月26日(金)		講義「高齢期の栄養について」	
(5)	3月中(未定)	9:30 ~ 11:00 または 10:00 ~ 11:30	「いきいき体操教室」の見学・体験 *実際に市内の自治公民館に行き、シルバーサポーターさんの活動を見学、体験します。	自治公民館

募集 老人給食ボランティア

独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方にお届け するためのお弁当を調理する「調理ボランティア」と、 お弁当を配送する「配送ボランティア」を募集します。

●調理ボランティア

(月に1回程度、9:00~12:00)

●配送ボランティア

(月に1回程度、10:50~12:00)

申込・問い合わせ/社会福祉協議会 ☎(44)3000



まなび」への登録情報

各種講座やスポーツ教室、ボランティア活動、出前講座、 施設案内など、生涯学習に関する多くの情報を掲載した 生涯学習情報誌「まなび」を毎年発行しており、2021 年度版の作成に向けて、準備作業に入ります。現在、サー クル活動・自主活動のページに記載されている、各サー

クル名および代表者氏 名 • 電話番号 (連絡先) に変更がありましたら、 生涯学習課までご連絡 ください。

また、新規掲載や削 除を希望する場合も同 様にご連絡ください。 期限/

1月22日(金) 問い合わせ/

牛涯学習課

23 (43) 6218





プラチ

現金

市からのお知らせ **Yaita Information**

いちご園でも「四宝八宝 YAITA スタンプラリー」の スタンプをゲットしよう

12月から期間限定で、市内のいちご園でも「四宝八 宝 YAITA スタンプラリー」のスタンプがもらえるよう になります。摘みたていちごは食べて帰るだけでなく、 お土産としてもおすすめです。詳細については、各いち で園や道の駅に置いてあるチラシをチェック!

期間/2月28日(日)まで

参加賞/ともなりくん保冷バックまたはあっぷるカレー 特別賞/いちご詰め合わせ ほか

問い合わせ/泉交流協議会(商工観光課内) **25** (43) 6211



都市計画の案について縦覧を実施します

栃木県が都市計画を変更するにあたり、都市計画の案 を縦覧します。この都市計画の案についてご意見のある 方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。 提出された意見書の要旨は、栃木県都市計画審議会に

提出されます。 縦覧する都市計画の案/

・矢板都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (矢板都市計画区域マスタープラン)

対象となる区域/矢板市の一部 縦覧期間および意見書提出期間/

12月8日(火)~22日(火)(土・日を除く)

意見書の提出方法/意見書に住所・氏名・生年月日、職 業、意見の趣旨およびその理由を明記し、期間内に下 記の提出先に直接お持ちいただくか、郵送、栃木県電 子申請システムにより提出してください。

縦覧場所・意見書提出・問い合わせ/

〒 320-8501 (住所不要)

栃木県県土整備部都市計画課 ☎028(623)2465

〒 329-2163 矢板市鹿島町 20-11

矢板土木事務所企画調査課 ☎(44)2189

〒 329-2192 (住所不要)

矢板市都市整備課 ☎(43)6213

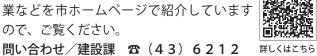
木造住宅の耐震について

昭和56年以前に建てられ た建物は、大地震に対しての 安全性・耐震性が不足してい る可能性があり、耐震改修工 事が必要な場合があります。



「耐震改修って必要なの?」「耐震診断ってどうすれば いいの?」「耐震改修にはお金がかかるのでは?」など、 耐震診断や改修などのお役立ち情報のほか、木造住宅の

耐震診断・耐震改修などに対する市の補助事 業などを市ホームページで紹介しています ので、ご覧ください。



ふるさと納税の PR に ご協力ください!

ふるさと納税は、矢板市にとって貴重な収入源となっ ています。令和元年度は全国の皆さまより約6,600万円 の寄付をいただき、その寄付金は、さまざまな事業に活 用されています。

年末年始にかけて、矢板市外にお住まいのご家族やご親 戚に対し、市のふるさと納税制度の PR にご協力ください!

寄付をいただいた市外の方へは、市の特産であるリン ゴやイチゴ、レトルトカレーなどの多彩な産品や地域事 業者のサービスを返礼品としてお送りしています。

問い合わせ/総合政策課 ☎(43)1112

募集 各種計画策定に係るパブリックコメント

各種計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見・ご 提言を反映させるため、広く意見を募集します。

計画名/

①矢板市総合計画・人口ビジョンおよび総合戦略

- ②矢板市国土強靭化地域計画
- ③第8期矢板市高齢者プラン

閲覧・募集期間/

12月11日(金)~1月5日(火) *必着 閲覧方法/

- ・矢板·泉·片岡公民館で文書閲覧(①~③)
- 総合政策課で文書閲覧(①・②)
- ・高齢対策課で文書閲覧(③のみ)
- 市ホームページで閲覧(①~③)

※ホームページの公開は、12月11日(金)8:30~

ファクス・メールのいずれかでお送りください。 様式/様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話

提出方法/各計画担当課に直接お持ちいただくか、郵送・

番号を必ず記載してください。

そのほか/お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を 整理し、市の考え方とあわせて、後日公表します。個 人への回答は行いませんので、ご了承ください。

提出先・問い合わせ/

(1) • (2)

〒 329-2192 (住所不要) 矢板市総合政策課

- **西**(43) 1112 **國**(43) 2292
- seisaku@city.yaita.tochigi.jp
- ③〒329-2192 (住所不要) 矢板市高齢対策課
- **西**(43)3896 風(43)5404
- ⋈ kourei@city.yaita.tochigi.jp

募集 ネーミングライツパートナー

矢板市体育施設に企業名や製品名を入れてみませんか?

市が所有する体育施設の安定した管理・運 営のための財源を確保し利用者のサービス 向上を図るため、ネーミングライツ事業者を **はない** 募集します。



対象体育施設およびネーミングライツ料(税込年額)

ライツ料 F額)
]以上

募集期限/12月15日(火)まで 応募資格/

・本市に一般競争入札参加資格を有する市内外の企業など ※法令に違反しているもの、暴力団に関係するものなど は応募できません。

応募方法/応募についての詳細は「矢板市体育施設に関 するネーミングライツ事業募集要項」でご確認ください。 契約期間/令和3年4月1日~令和6年3月31日(3年間) そのほか/

- ・矢板運動公園は、①~⑦の個別の応募または全施設一 括での応募、どちらかで提案してください。 なお、一括で応募する場合は、全7施設のネーミン グライツ料の合計額を下回る額の提案も可能です。
- ・看板の設置および契約期間満了後に伴う原状回復に要す る費用などは、ネーミングライツ事業者の負担となります。
- ・条例で定める正式名称は変更いたしません。

応募・問い合わせ/

生涯学習課スポーツ推進班 ☎(43)6218 □ sports@city.yaita.tochiqi.jp





